

令和 7 年度第 1 回

八戸市介護サービス事業者集団指導 事務連絡

1. 介護保険課事務分担について-----	1
2. 介護事業者グループからのお知らせ-----	2
(1) 介護保険課のメールアドレスについて	
(2) 介護保険課への質問について	
(3) 電子申請・届出システムについて	
(4) ケアプランデータ連携システムについて	
(5) 介護報酬改定について	
(6) 介護サービス情報の公表システムについて（青森県）	
(7) 介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて	
(8) 介護支援専門員資格取得・定着支援事業について	
3. 管理グループからのお知らせ-----	5
介護保険における第三者行為について	
4. 認定給付グループからのお知らせ-----	6
支払い遅延者連絡リストについて	
5. 集団指導の受講確認について-----	6

1. 介護保険課事務分担について

令和7年度の事務分担についてお知らせいたします。

○介護事業者グループ（直通電話 0178-43-9292）

担当業務	担当者
【施設・入居系サービス】介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 短期入所	下平、泉山
【訪問系サービス】訪問介護 夜間対応型訪問介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型介護看護 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問）	田村、泉山
【通所系サービス】通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防・日常生活支援総合事業（通所）	田村、中坂
【福祉用具・居宅介護支援等】居宅介護支援 介護予防支援 福祉用具貸与（予防） 特定福祉用具販売（予防）	下平、中坂
地域防災計画等（要配慮者利用施設関係）	田村
研修関係、運営推進会議関係、自己評価、外部評価関係、事故報告関係	江刺家
処遇改善加算関係	泉山、下平
介護支援専門員資格取得・定着支援事業	中坂、泉山
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	下平

○認定給付グループ（直通電話 0178-43-9083）

担当業務	担当者
主治医意見書	松倉
福祉用具購入関係、おむつ使用証明	館柳
居宅届、高額医療合算介護サービス費、認定調査委託契約、要介護認定申請受付	三浦
住宅改修、給付適正化、要介護認定調査依頼	佐藤（ ^{ひろむ} 啓）
高額介護サービス費、過誤処理	畑中
負担限度額認定、認定結果通知	橋場

2. 介護事業者グループからのお知らせ

(1) 介護保険課のメールアドレスについて

令和5年6月末より、従来のメールアドレスに加え、介護事業者グループ用のメールアドレスを運用しています。当課へメールを送信する場合は、内容により宛先が変わりますので御注意ください。

介護保険課代表宛て	介護事業者グループ宛て
kaigo@city.hachinohe.aomori.jp	kaigo2@city.hachinohe.aomori.jp
主な送信内容：過誤申立、負担軽減実績報告、支払い遅延者リスト等	主な送信内容：事業所の指定・更新・変更の届出、事故報告書、運営推進会議、質問等



(2) 介護保険課への質問について

市ホームページの問い合わせフォームから質問をいただくことがありますが、確認漏れや返信の遅れ防止のため、メール本文(kaigo2@city.hachinohe.aomori.jp宛)に直接記載、又は、質問票(メール又はFAX)を活用してください。

質問票の様式は二次元バーコードを御確認いただくか、以下のURLを御参照ください(介護サービスに係る質問について)。

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kenko_fukushi/fukushi_kaigo/kaigohoken/2/14170.html

(3) 電子申請・届出システムについて

介護保険施行規則の改正に伴い、令和6年4月より、国が示す標準様式と厚生労働省「電子申請・届出システム」の使用が基本原則化されることとなりました。

市では、令和6年2月から「電子申請・届出システム」により、指定申請書、変更届出書、介護給付費に係る届出等の受付を開始しており、システム活用によって、必要書類の提出漏れ防止や受付完了メールの受信機能等、事務の効率化を図ることができます。

当初、令和7年3月31日までに、原則「電子申請・届出システム」に一本化することを予定していましたが、当該システムへの移行が鈍い状態となっています。

令和7度中は、移行期間を延長とし、各種媒体による受付を継続いたしますが、**令和8年4月1日から「やむをえない事情がある場合」を除き、紙媒体、メール、ファクス等による各種申請・届出等の受付は停止し、「電子申請・届出システム」での受付のみといたします。**

システム利用に必要な「G ビズ ID」はデジタル庁へ郵送にて申請し、取得まで時間がかかりますので、計画的に事務を進めるようお願いします。

※システム概要、利用までの流れ等につきましては以下を参考にしてください。

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kenko_fukushi/fukushi_kaigo/kaigohoken/2/21388.html

介護保険法施行規則

（申請等の手続における電子情報処理組織の使用）

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。（以下省略）

（４）ケアプランデータ連携システムについて

令和7年6月1日より、ケアプランデータ連携システムのフリーパスキャンペーンの申請受付が開始されます。本キャンペーンにより、システムの利用料が1年間無料となります。ぜひ御活用ください。

※申請方法、概要、Q&A等は以下通知より御確認ください。

介護保険最新情報 Vol.1374

「ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンオンライン説明会実施レポートの公開」

フリーパスキャンペーンとは？

通常年間21,000円かかるライセンス料金を、**1年間無料**でお使いいただけるキャンペーンです。



6月1日よりフリーパスキャンペーンを実施します！

キャンペーン申請期間

2025年6月1日～2026年5月31日（予定）
無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です

ライセンス料

通常 21,000円/年 ➡ **0円/年**

対象となる事業所

すべての介護事業所が対象です

詳しくは、サポートサイトよりご覧ください

ケアプラン ヘルプデスク

検索



（５）介護報酬改定について

別紙資料において御説明します。

（６）介護サービス情報の公表システムについて（青森県より）

介護保険法第 115 条の 35 に基づき報告が義務付けられており、報告期限までに指定情報公表センターである社会福祉法人青森県社会福祉協議会へ調査票を提出するとともに、公表に係る手数料として青森県証紙により 4,000 円を納付することとなっております。

令和 7 年 3 月 6 日付けで青森県高齢福祉保険課から、「調査票未提出」「手数料未納付」「調査票未提出・手数料未納付」の事業所宛てに通知されておりますので、通知に従い手続きを行ってください。

（７）介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて

介護保険法第 115 条の 44 の 2 に基づき、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を事業所の所在地を都道府県知事に報告しなければならないとされており、令和 7 年 1 月 6 日より介護サービス事業者経営情報データシステム（介護経営 DB）に報告していることと思料いたします。

国から、2 回目分以降の報告（令和 7 年 3 月以降に終了する会計年度に係る報告）について、一時的に停止するという通知がありました。詳しくは、介護保険最新情報 Vol.1378 を御確認ください。

（８）介護支援専門員資格取得・定着支援事業について

申請の際には研修費用の領収書等の添付が必要になりますので、紛失しないようにしてください。

3. 管理グループからのお知らせ

介護保険における第三者行為について

第三者が起こした行為（交通事故等）が原因で要介護状態になった場合や、要介護度が重度化し、被保険者（被害者）が介護保険給付を受けることになった場合、その費用は加害者である第三者が負担するのが原則です。

介護保険では、介護保険法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第三者の行為が原因により行った保険給付額を限度として、保険者（八戸市）は、被保険者（被害者）が第三者（加害者）に対して有する損害賠償の請求権を取得（請求権の代位取得）するとされています。

このように、第三者が起こした行為が原因で、保険者が受けた損害を補填するための求償行為を「第三者行為による求償」といいます。

【参考】－介護保険法抜粋－

（損害賠償請求権）

第 21 条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

平成 28 年 4 月 1 日からの介護保険法施行規則の改正に伴い、交通事故等の第三者行為による被害に係る求償事務の取組が強化され、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、第 1 号被保険者は保険者（八戸市）への届出が義務付けられました。

【参考】－介護保険法施行規則抜粋－

（第三者の行為による被害の届出）

第 33 条の 2 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 1 届出に係る事実
- 2 第三者の氏名及び住所又は居所
（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）
- 3 被害の状況

第三者行為による被害届の確実な提出を促すため、
第三者求償事案を把握した際は、まずは介護保険課へ相談するよう被保険者への周知に御協力ください。

4. 認定給付グループからのお知らせ

支払い遅延者連絡リストについて

高額介護サービス費等は、事業所へ利用料を支払済である方を対象として、給付しております。利用料を支払済であるか否かは、事業所から提出していただく「支払い遅延者連絡リスト」で確認しておりますので、支払いが長時間滞っている利用者がいる場合は、毎月15日までに「支払い遅延者連絡リスト」にてお知らせくださるようお願いします。

(※様式が必要な場合は、介護保険課認定給付グループへ御連絡ください。)

5. 集団指導の受講確認について

集団指導を受講後、受講確認票を提出してください。提出方法は下表のとおりです。

なお、質問がある場合は質問票を提出してください。

	直接参集の事業所	Webで参加の事業所
受講確認票（必須）	事前に HP からダウンロードした様式を使用し、集団指導終了後受付へ提出。	退出後に表示される Zoom アンケート機能で回答。
質問票（ある場合は提出）	事前配布した様式を使用し 5/31（土） までに FAX、又はメールで提出	